

兵庫県公報

令和3年3月25日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第26号）

重大な感染症のまん延防止、大規模災害その他の緊急事態の発生等の事由により、委員会への参集が困難な場合に、オンラインの方法を利用して委員会を開催できるよう所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第26号

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例

兵庫県議会委員会条例（昭和38年兵庫県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（開催方法の特例）

第10条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止、大規模災害その他の緊急事態の発生等の事由により委員が委員会の招集場所に参集することが困難であると認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下この条及び第16条において「オンラインの方法」という。）を利用して委員会を開催することができる。

2 委員は、前項に規定する場合において、オンラインの方法により委員会に参加しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 委員が前項の規定による許可を受けてオンラインの方法により委員会に参加した場合は、当該委員は当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

第16条に次のただし書を加える。

ただし、第10条の2第1項の規定によりオンラインの方法を利用して委員会を開催する場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。